

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区税制度調査検討会議
事務局(担当課)		区民部税務課
開催日時		平成30年12月21日(金) 18時00分～19時40分
開催場所		第二委員会室
議 題		(1) 豊島区税制度調査検討会議報告書(案)の検討について (2) その他
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	<学識経験者> 池上岳彦、沼尾波子、関聡介、石井啓子 (敬称略) <区職員> 副区長、政策経営部長、区民部長、都市整備部長、多文化共生推進担当課長、総務課長
	幹 事	企画課長(多文化共生推進担当課長兼務)、財政課長、広報課長、収納推進担当課長心得、子ども若者課長、住宅課長(マンション担当課長兼務)
	事 務 局	税務課長、税務課職員3名
提出された資料		資料5-1 豊島区税制度調査検討会議報告書(案)

審 議 経 過

18時00分開会

会長： それでは時間になりました。ただいまから第5回豊島区税制度調査検討会議を開催します。

まず、事務局から本日の出席状況などについて連絡をお願いいたします。

事務局： はい。本日は、子ども家庭部長、「わたしらしく、くらせるまち。」推進室長が公務のため欠席となっております。

会長： それでは今回は、年明け1月に区長に提出する本検討会議の報告書案について、ご審議いただくことになっております。

報告書につきましては、前回までの検討をもとに私と事務局が原案を作成いたしました。皆様にもご確認をいただいているかと思えます。

本日はこの報告書の完成に向けて、改めてご審議をいただければと思います。

このあと事務局が報告書案の全文を朗読して、それにもとづいて審議を進めたいと考えております。よろしいでしょうか。それではよろしく申し上げます。

事務局： 事務局です。よろしくお願いいたします。それでは豊島区税制度調査検討会議報告書案について朗読させていただきます。なお、本日ご用意した資料は先日晒しした案に、いくつか文言の修正についてご意見をいただきましたので、その部分を見え消しで修正したものになります。それでは職員に朗読させます。

(資料朗読)

会長： ありがとうございます。それでは、ただいま朗読した報告書案につきまして、改めてみなさまからご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方はご発言をお願いします。

委員： 通しで聞いてみて、大変な力作だと感じるころではありますが、論理の運び方がすごく苦しいというのが、個人の率直な感想です。やはり8戸以下の狭小住戸が、これだけ増えてしまったということについて、見方によっては、この税の弊害と言われかねないところですが、どうしてもそこが説明しにくい中で、何となく本税には一定の抑制効果があるというまとめにしてしまっています。

もともとは、庭先経営の零細な建築主を保護するという趣旨から、8戸以下は、課税を免除していると思います。8ページの(3)納税義務者のところで、小規模零細の建築主を取り出して免除対象とする手法に対して、「何らかの工夫が必要」とありますが、裏を返せば、「何らかの工夫」さえすれば、戸数にかかわらず庭先経営の建築主だけを取り出して、課税を免除するということが技術的に不可能ではないとも読めます。そうだとすると、その方法のほうがいいのではないかとと言われてしまう気がしました。

まず1つ感想を申し上げて、また細かい点については、議論が進んだところで申し上げたいと思います。

会長： ありがとうございます。これは、建築主が本当に小規模零細かということは、区としては、現時点でわからないということではよろしいでしょうか。

事務局： そのとおりでございます。建築主の方が、いわゆる小規模零細な個人事業主であるかどうか分からないというところです。

会長： 「何らかの工夫」と書くと、何らかの方法があると思われるのではないかと
うご意見かと思えますか、そういう工夫は現時点では可能なのでしょうか。

事務局： 本日は担当部署の幹事が来ておりませんが、幹事と相談したところでは現時点ではそのような区別をつけることができないということでございます。

会長： そうであれば、これを書いたほうがいいのか書かないほうがいいのかということ
です。

委員： そうですね。何らかの工夫が必要とすると、工夫さえすれば可能ということに
なってしまうので、例えば、「技術的に極めて困難」であればそう書いたほうが、
現在の方向性としてははっきりすると思います。

会長： (3)で「しかし、現在、区で把握している情報は建築確認申請に基づく情報
のみであり、建築主の状況を正確に判断するためには、」に続く部分を「極めて
困難である。」とまとめてしまうという考え方ですね。そういう認識でよろしい
ですか。これについてどうでしょうか。

事務局： それでは、その通り修正させていただきます。

会長： ほかにいかがでしょうか。あとでまとめますので、ほかの箇所でも結構です。

委員： このように案を取りまとめていただいてありがとうございました。大きいところ
では、7ページの税率に関する規定の変更に関する変更案AおよびBのところ
で、「適正な税率は前回検証した数値とほぼ同じであった。」という記述が気にな
ります。

これまでの検討では、現時点においては、ワンルームマンションの建築抑制が
十分でないという課題から出発して、税率の議論をしているわけですが、なぜ2
5年度と同じ検証を行っているのかということが、読み手の側にはわかりにくい
と思いました。これは税率をどう決めていくのが望ましいかという基準の話であ
って、抑制効果をもう少し上げたほうが良いかということとは異なる話なので、
そこを整理しないといけないと思います。ですので、前回の基準で考えると、1
0万円引き上げることは困難だとさらっと言うってしまうのではなく、これまでの
税率では今ひとつ抑制効果が効いていないが、そもそもの税率の考え方に立ち返
って考えれば、やはり今の税率を維持するのが妥当だという別の判断基準を適用
するような書きぶりにしておくほうが望ましいと思います。

会長： ありがとうございます。ここでは税率の再検証ということで、平成25年度の
検討時と同様の試算を資料10で行っております。

なぜこのやり方で判断するかというと、仮に、現時点において抑制効果が不
十分であって、その原因が、地価などが上昇しているのに、税率が変わっていない
からだということであれば、税率も一緒に上げてもいいのではないかと
いう考え方によるものです。この税率の比較をしたときの数字が黄色のマーカ
ー部分になっていますが、ここの数字が前回と変わっていないということは、
少なくとも固定資産税評価額という意味での価格はあまり上がっていないこと
なので、そういう意味で言うと従前と同程度の抑制をしているとは言えます。

委員が言われたのは、それと同程度の抑制では足りないのかということですよ

ね。そこも、これまでの議事録を読み返してみますと、いろいろご意見はありましたが、結論としては税率を据え置くことで合意できたものと思います。

25年度会議と同様の検証方法をとったのは、今申し上げたような理由からで、その結果、同程度の抑制効果はあるけれども、それ以上の抑制をするかというところまでの合意は得られていないというような書き方はできるかと思います。文面はすぐには思いつきませんが、趣旨として、資料10のような検証はそういう意味だということですね。

委員： そうだとすると、価格変動が要因であるかどうかを確認するという意味も込めて検証したということ具体的に明記したうえで、そうではなかったということが確認されたということ、しっかり書きこんでもいいのではないかと思います。つまり地価その他の要因によって、抑制効果が効いてないということではないので、それを根拠とした税率の引き上げは考える必要はないということです。あとは、こういう形でB案にした場合にも、別途の課題が生じるおそれがある、税率を上げるということは妥当ではないということも含めてですね。

会長： とうか、税率を上げるということまでコンセンサスが得られなかったというのが実際のところかと思います。全体の意見の分布としてはそういうことだと思えます。これに対して相当数の方、とりわけ学識経験の側からもっと税率を上げるべきだという主張があれば別ですが、そこまでのコンセンサスもなかなか得られなかったので、税率は据え置きということだと思えます。ただ、委員が言われたように、なぜ25年度会議と同様の検証をしたのかということについては、少し書き足すことが適当だと思います。

ほかの点についてもいかがでしょうか。

私から1点よろしいでしょうか。前回から今回までの間に、区の住宅マスタープランの審議もあったかと思いますが、進展が何かございましたらご報告ください。

幹事： 前回、第4回の税の検討会議で新たな住宅マスタープランの施策の方向性をご説明させていただきました。プランにつきましては、その後、審議会などを経まして、現在、パブリックコメントを行っている最中でございます。12月27日までパブリックコメントを受け付けておりますが、方向性としましては、前回お示ししたとおり、基本的には50㎡以上50%を目指していくとか、最低居住面積水準未満を解消していくということで変更はございません。

会長： ということは、今回の報告書案に書かれている内容と整合性はとれているということよろしいですか。

幹事： そのとおりでございます。

会長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員： もう1点よろしいでしょうか。6ページの真ん中のところで、この「政策手段の1つである～」というパラグラフのところの3行目ですが、「収入確保という性格を備えるかぎり特定行為の抑制を目的とする税は正当性を有する」という書きぶりになっているのですが、今は法定外普通税の同意要件からも、特定の財政需要があるという要件が外れたことによって、必ずしも収入確保ということにこだわらず、抑制を目的とする税がつくれるようになってきていると思うので、この一

文で言いたいことが何なのかちょっとわかりづらかったです。

会長： 委員もご存じのとおり、この法定外普通税が同意を要する協議制になったのは平成12年に実施された第1次地方分権改革のときです。

それを受けて豊島区も法定外税創設の議論を始めたのですが、確かそのときの議論では、抑制目的の税ということで環境税的に考えるとした場合、単に抑制だけが目的で税収はゼロで良いならば税というよりは課徴金的なものでやるのが妥当であり、やはり税というのは、財政需要を満たすためのものだろうという議論がありました。

それで検討を進める中で、ある程度の収入も見込んで、この税がスタートしたと思います。そういう議論を経てきたと思うので、確かに解釈によって、課徴金的な発想で、建築ゼロになるまで抑制するという考えもあります。この税に関しては、年間平均で3億円から4億円ぐらいの税収があつて、区としてもその税収は非常に大事なものであるというご発言を何度かいただきました。目的税ではないけれども、しかし収入自体は財政を支えるために必要だということで、この税は少なくとも豊島区においては正当化されているのではなかろうかと、私は過去の議論を聞いて判断しております。だからこれは一般論としてというよりは、豊島区のこの税に関しては、としてもいいのかもしれない。

委員： 今の話にちょっとつながることだと思うのですが、8ページの終わりから9ページにかけての部分ですが、「引き続き一般財源として扱うことが適当であるが、区の判断に従い、ゆとりある住環境の実現に資する事業をさらに展開していくことも考えるべきである。」という文章の趣旨がわかりづらいと思います。確かに目的税ではないので、何に税収を使うとは言えないわけですが、ただ、実際問題として今この税収がかなりあつて、重要な財源になっていることも踏まえると、もう一步、踏み込んで書いても良いのかなという気がします。

会長： 私個人の論文であれば、はっきりと「一般財源として扱うことが適当である」とします。基本的には普通税ですから、目的のことを書くのは適切ではないのです。ただし、この会議では、目的税的なことを言われた委員もいらっしまったということもあつて、少し歯切れの悪い書き方になっていると思われたのでしょうか。

たしかに普通税として一般会計に入るわけですから、税収が何に使われているかわからないのが当然です。ただ先ほど住宅マスタープランのことも少し申し上げましたが、基本的には税収も使いつつ、住環境の実現に関する施策をしっかり行っていただきたいという感想を述べたという形になっておりまして、そういう意味では、ここは税の話から少し離れているわけです。目的税とはさすがに書けませんので、こういう書き方になっていますが、いかがでしょうか。残したほうがいいですか。

委員： たぶん税の議論としては、会長がおっしゃるとおり、ここは必要のない部分なのかもしれませんが、私ども行政が今後施策を展開していく上で、普通税ですが、この税をもって、住宅ストックの改善をしていくという目的があるというところで、検討会議からそこに対してのメッセージをいただければありがたいなと考えております。区としても、もっとアプローチを多様化するか、手厚くするとか

ということに充てていきたいと思っております。

逆に報告書にそういう一文があることで議会とか区民の皆さんにとっては非常にわかりやすくもなりますので、ぜひ残していただければと思います。

会長： 目的税であれば、収入と支出を対応させないといけないのかもしれませんが、こういう表現にすれば、ゆとりある住環境の実現のためにこういうことをやっていますというアピールがしやすい形になるというご意見かと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

委員： 最初から気になっている点として、7ページから8ページの庭先経営のところ、小規模零細な建築主を保護することが豊島区の方針というところで、いろいろな方から話を聞くと、小規模零細な建築主の保護ではなくて、業者が自らの利益のために8戸以下になるように制度を利用して建築をしているのが実態だと思うので、そういう具体的なところをもう少し書いていかないと、ワンルームはこれからも増えていってしまうのではないかなと思います。増えること自体には反対ではありませんが、そういうことも書いていかないと小規模零細という言葉に隠れてそういうことがあるというのがわからないのではないかと思います。

会長： 先ほどの議論とは逆の方向性のコメントとなっておりますが、ここを簡素化するか詳しく書くかはなかなか悩ましいところです。ここにつきましては、この会議において、区側の委員から、これについては区の方針として維持するというご発言があったかと思えます。所管としてどこになるかはわかりませんが、これについてなにかご発言はありますか。

委員： 税の所管ということで申し上げますと、庭先経営で想定しているのは、いわば、個人で自分の老後の生活のために、自分の庭に小さなアパートを建てて、アパート経営していくような方です。しかし、実際には、本当は大規模な事業者なのに小さい物件を建てて課税を免除されているケースもあるだろうと思います。

私も事務局にはかなりしつこく、個人経営の人と大手の事業者と区別する方法はないのかという点を聞いたのですが、事務局が建築課と協議をして、今のような建築確認申請に基づいた課税の判断をしている限りにおいては、技術的に不可能というのが最終的な結論ということでした。厳密に全く不可能かどうかは、私も詳細を確認したわけではありませんが、少なくとも極めて困難であるというのが事務局の判断ということでございます。ということで、その部分は小規模零細ということで少しあいまいにしているということかと思えます。感想のような形で申し訳ありません。

会長： この点について事務局から補足はありますか。

事務局： 特にございませぬ。

委員： この点について委員の皆様のお話がありましたけれども、何らかの工夫が必要であると表現に関してどうなのかということで、これについて幹事が申し上げているのは、今の建築確認申請をチェックする中では、施行者がどういう状況なのか確認する手続というのは全くございませぬので、現行の方法の中ではできないということです。それをチェックするには、税の別の手法によってやる必要があるだろうということです。だからその工夫をどうするのか、今は小規模零細の定義が、8戸以下ということだけですが、その検討なのかなと思います。

会長： そうしますと、本当に保護したい人だけに課税免除を限定できるのかということところまでの確認手段をまだ詰め切れていないということになると思います。

そういうことを書くのか書かないのかということで、現時点では先ほどの委員の発言にもあったように極めて困難であるというふうにさらっと書いておりますが、これについては、いろいろと行政上、あるいは税務上の情報をどのように活用していけるのかという問題があると思いますので、現時点では検討課題だと思います。はい、委員どうぞ。

委員： 先ほどそういう意見を述べましたが、実際問題、8戸以下がこれだけ増えてしまっているという現象自体は結構気になっているところです。しかし、それが本当に庭先経営の小規模零細な建築主で、それを保護するというのが豊島区の方針だとすれば、今後の展望としては、戸数ではない形で、庭先経営を判別するような、何らかの工夫というか技術的な課題への取り組みというものも期待したいというか、現段階では極めて困難であるが、将来の展望としては、そういう課題が考えられるということはあるかなと思います。

私自身は他区で建築審査会の政務調査をずっとやっていて、審査会の同意が必要なものとかの建築確認を見ているんですが、基本的には、ディベロッパーかどうかぐらいは建築主の表示とか不動産土地の登記を見ると、ほぼわかるという認識で、余り深く考えずに判別できるという感覚を持っています。もちろん個人でも、家族で資産管理会社的な小さい株式会社をつくっている例もありますが、少なくとも、本当の個人というか、要するに法人ではなく個人であり、かつ、そのほかの状況からしても明らかに零細な個人経営だという判別はそれなりにできていると思っています。正確に把握するのはちょっと難しいかもしれませんが、全く技術的に不可能ではないかなという気がするので将来的な課題としては、本当に小規模零細の人だけを保護するのが豊島区の方針だったら、その正確な把握に努めるのが筋だと思います。戸数だけで区別していると、絶対それに仮装した大規模業者が入ってきてしまうところが、必ずあると思うので、そんな書きぶりができるばいいなと思います。

会長： そうしますと、先ほどの建築主の状況を正確に判断することは困難であるというところを今後の検討課題と書くというやり方もあります。つまり現段階では、そういう問題が解決するわけではないのでさらに検討を進めると書くことはできません。

それでは、今まで出されました「修正すべきだ」という点についてまとめますと、最初は6ページの真ん中あたりの段落の3行目、収入確保という性格を備える限りということで、これが一般論的に書いてありますが、例えば「本税は」という言葉を入れて、収入確保という性格を備える限り特定行為の抑制を目的とする税として正当性を有する、という内容に修正したいと思います。

二つ目は、税率を10万円上げるかというところで、これは7ページの変更案AおよびBと書いてある項目の下から二つ目の段落で「これについて」からはじまることです。適正な税率は、前回検証した数値とほぼ同じであったことから、地価などの上昇が要因で抑制が弱くなったわけではないことはわかったということです。そういう趣旨の文章をここに入れさせていただきたいと思いま

す。これにより、価格上昇に税率が追いつかず、税が甘くなったということではないということです。

委員： 今のところですけれども、やっぱりその適正な税率という場合に何を基準に適正と判断されるのかという話になってしまうので、やはりこの資料10の現在他自治体で適用されている国内の税率の最高値と過去の制限税率を考慮して税率の再検証を行ったのは、今回の税の効果が下がっている要因が地価によるものかどうかを確認するためのものであるということを書いて、その上で、それが要因ではないことが確認されたということにした方がいいのではないかと思います。

会長： つまり従前と同等の抑制効果を持つと判断される税率は前回検証した数値とほぼ同じであって、これにより地価などの上昇により抑制効果が弱まったわけではないことがわかります。そうすると次の段落につながっていくわけですね。

委員： それで大丈夫だと思います。

委員： その部分は、現行の規制では弱いから、抑制を強化する観点から60万円にすると書いてあるので、結局、地価が変わっていないから規制が弱まっているわけではないと言うだけでは少し足りないかと思います。それは前提としながら、もっと強めるということなので、規制を強化しなくても構わないということか、あるいは10万円上げたからといって規制が強化されると言い切れるほどの検証ができなかったということか、それとも、10万円上げてまで規制を強化することの必要性が裏づけられなかったということか、この段落の書き始めからすると、そういう方向で必要ないと言わないといけないのではないかと思います。

会長： この点で、A案とB案をとらないという結論を出したときは、たしか区側の意見があったかと思いますが、そのときの意見の分布としてはどういうところでしたでしょうか。

資料9で、変更案を並べて、1番下のところに留意点として税率を上げる根拠を挙げています。それを考えたときに、税率を上げて規制を強化する理由が、地価などが上がることによって抑制が甘くなっているからではないかということで再検証した結果、そうではなかったということです。だから、抑制の程度としては前回並みを保ちつつ、そのために税の増税が必要なのかどうかということを議論したという趣旨で書いているのだと思います。

委員： 6ページの1番下の(2)から始まっているのですが、この項目というのは、結局、本税の抑制効果が限定的になっていることが判明したので、抑制効果をさらに高めるために制度を一部変更するとすれば、どうなのかということですよ。だからひとまずその抑制を強めるということが大前提の4案ですね。それで検討した結果、例えばそれをやっても抑制が強化されないということなのか、それとも抑制が強化されるかもしれないがマイナス面の効果のほうが大きいと思われるので、それは採用しないということなのか、恐らくどちらかの方向で説明することになると思います。そうではなくてもともと、もうこれ以上強化する必要はないと、この税は緩やかな抑制というコンセプトなので、今ぐらいが丁度いいということであれば、逆に(2)のさらに強めるために検討したってこと

がそもそも必要ないという考えもあるかもしれないので、8戸以下のとこだけは何とかしないといけないとしても、9戸以上のところに関しては、今ぐらいがちょうどいいということであればそういう書き方になるのかなと思います。

会長：　ここで税による抑制効果を強めるというのは、地価などの変化によって抑制が甘くなっているとすれば、それをもとの水準に戻そうということです。それはどれくらいかを検証する必要があって、それがA案とB案に関するこの資料10による検証です。しかし実際には価格があまり変わっていないということなので、税率については置いておきましょうということになります。また、問題は8戸以下であって、実際に増えているのも8戸以下のところで何とかできないかとやってみるという手もありますが、そうすると、庭先経営の論点に触れざるを得ないため、現状ではなかなか動かしにくいと、そういう流れですね。これも現状と比べて強化したいという意図はありますが、それは地価などの変動によって甘くなった部分を強化したいという面と、もう1つは8戸以下の課税免除のところを強化したいという面があり、検討の動機としてはそういうことだと思います。そこをはっきり書いた方が良くということでしょうか。

委員：　地価の上昇によって甘くなってしまっているのであれば手当しなきゃいけないということと、8戸以下について手当しなきゃいけないということが検討課題なのであればそれを先に書くとずっとわかりやすいのではないかと思います。

委員：　例えば6ページ目の1番下の行ですけれども、抑制効果が限定的になっていることが判明したと。これを受けて、例えば抑制効果が弱まっているかどうか確認するとともに、とか、さらに本税による抑制効果を高めるために、とかいうことにしてということですよ。

会長：　今回の案では、6ページの1番下のところですが、例えば地価などの変化により抑制効果が弱まっているかどうかを検証するとともに、8戸以下建築の対策をとるとすれば、どのような形が考えられるかということで、本会議は4つの変更案について検討しましたが、その結果と検討するまでの流れには整合性がある、問題と答えが対応しているようにするということですね。ありがとうございます。そういう趣旨で文章を整えさせていただきます。この点が6ページから7ページにかけてのところでございます。

最後ですが、三つ目の修正点は8ページのところで、先ほどの納税義務者が本当に小規模零細かどうかを確かめるのはどうするかという問題です。これについては、先ほど申し上げたとおり、(3)納税義務者のところの下から4行目、「しかし、現在、区で把握している情報は、建築確認申請にもとづく情報のみであり、建築主の状況を正確に判断することは困難である。この点は今後の検討課題と言える」という内容で問題提起させていただきたい、ということになりますか。

委員：　先ほど区側の委員の方からは、やっぱり具体的に基準をどうするかとか、小規模零細であることがわかる内容の資料提出の方法を模索したほうが良いのではないかというご意見が出ていたと思うので、もしそういうことを具体的に検討していくことを考えるのであれば、具体的な記述を入れておくのもありうると思うのですが。

会長：　今消したところを消さないという意味ですか。

委員： はい。将来に向けてはそういうことも考え方としてあるということ付記しておくというのもありうると思います。やはりここまで踏み込んでおられるというのは、その書類上の判断とか手続の判断で、いずれ区分することを考えていくということなのかと思いました。

会長： ということは、消さないとする、例えば「建築主の状況を正確に判断することは極めて困難である。そして、この点は、具体的な基準を定めて文書を提出して小規模零細であることがわかるようにしてもらふことなどを今後の検討課題とする」というところでしょうか。もとの文章を活かすとそういう形になります。

委員： ちょっと質問です。具体的な基準ってというのは、小規模零細建築主の定義という要件を具体的に定めるということなのか、それともその判断の手続の基準という意味なのかどっちのニュアンスでしょうか。

会長： まず小規模零細の建築主の定義を決めないといけませんね。それが豊島区の住民でなければいけないのか、ということも考えないといけないわけです。つまりオーナーの中には区外に住んでいる人も当然おられますが、区としてはおそらくそういう人を保護したいわけではないでしょう。遠くに住んでいる人は保護の対象ではないだろうと、イメージとしては思います。

委員： 例えば練馬区に住んでいて、たまたま豊島区に小さな土地を持っていて、そこにアパートを建てて将来の生活の糧にするとかいうパターンがあったときに、この具体的な基準を決めるのは極めて困難だとたしかに思います。

会長： 今は何とも言い難いですが、将来的にはそれも考えるしかないでしょう。

事務局： 区側としてですが、具体的な基準として、どういったものが小規模零細の建築主に当たるのかということを設定することについては、なかなか難しいと思います。その辺のことはあまり具体的な記述でないほうが良いかと思います。

会長： 具体的な基準を書くと、後々大変ということですか。

委員： 将来にわたる課題ということであれば、基準というのは委員がおっしゃった両面が含まれると思います。つまり守るべき相手はだれかという面、ただ、それには必ず漏れてしまう方がいることは、行政の仕事では避けられないことです。そういうだれを守って、さらにそれを確認する手段はなにかと、その両面を定めることが必要になると思います。事務局が申し上げたとおり、それには大変長い議論と実態の把握のための努力が必要で、相当時間がかかるとは思いますが、「将来」と書き添えていただければ、課題としてそういうことは避けて通れないものだと思っております。

会長： 「具体的な基準を定めて」という文言をもし書かないとすれば、例えば「建築主の状況を正確に判断することは極めて困難である。この点については納税義務者から小規模零細な建築主であることがわかる内容の書類を提出してもらふなど、将来の検討課題になるだろう」または「検討課題になると言える」となります。そのあたりの文章の書き方はお任せいただけますか。少し考えます。はい、ありがとうございます。

以上3カ所について修正することを前提として、この報告書案について、決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(一同異議なし。)

わかりました。それでは完成した文書については私の責任でつくらせていただき、皆さんに報告させていただきます。

それでは、審議は以上といたします。では、今後の流れについて、事務局から説明してください。

事務局： はい。ありがとうございました。今後の予定についてですが、まず区長の答申になります。来年の1月22日、午後5時30分から区長応接室、5階の部屋でございます。区長応接室にて行いたいと思います。委員の皆様方にご出席いただきまして区長への報告、また懇談ということで答申とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に区側の委員を代表いたしまして委員より、ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員： 5月から7か月間にわたり、闊達な議論を賜りましてまことにありがとうございました。住宅供給の実態については、把握が難しい部分もございまして、十分な資料もご提供できない中、本税の正当性、そして存在意義を改めて確認していただきまして本当に感謝しております。

平成15年に制定した本税でございますが、5年に一度、見直しをするということございまして、今回で3回目になります。3回目になりますと、職員も異動や退職があったりして、会長には創設時よりずっとお世話になっておりますが、あたらしい委員の皆様からも鋭いご指摘を賜りまして今まで気づかなかった論点などにも気づくことができました。今回の議論を通して、明らかになった様々な課題につきましては、検討を深めて、次の5年後にはまたしっかりと検討していただけるように継承してまいりたいと思っております。本当にありがとうございました。

会長： それでは、この税制度調査検討会議につきましては、これで閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

19時40分閉会